

技能講習等受講助成金交付要綱

公益社団法人 佐賀県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人佐賀県トラック協会(以下「佐ト協」という。)会員事業所の従業員等に対する必要な資格の取得による、輸送サービスの改善及び無資格作業による荷役災害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における技能講習等とは、技能講習、教育講習であり、次の各号のものをいう。

- (1) 技能講習とは、陸上貨物運送事業労働災害防止協会佐賀県支部(以下「陸災防佐賀県支部」という。)が実施する技能講習のことで、フォークリフト運転技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、はい作業主任者技能講習をいう。
- (2) 教育講習とは、陸災防佐賀県支部が実施する安全衛生教育のことで、安全衛生推進者能力向上教育、フォークリフト運転業務従事者安全教育、作業指揮者講習、積卸し作業指揮者講習、荷役運搬機械等はい作業従事者安全教育をいう。

(対象)

第3条 佐ト協会員事業者であって、陸災防佐賀県支部に自社の従業員等を派遣し、陸災防佐賀県支部が行う技能講習等を受講して資格を取得した会員事業所とする。

- 2 対象人員については、陸災防佐賀県支部が毎年度実施する労働者雇用数調査の申告人数までとし、社会保険に加入していることを条件とする。ただし、本制度以外に助成を受けている場合は、対象外とする。

(期間)

第4条 原則として、当該年度の4月1日から2月末日までの受講分とする。

- 2 対象期間内に予算額に達した場合は、助成を終了することができるものとする。

(助成金額)

第5条 助成金の交付額は受講料の半額とし、1名につき1万円を限度とする。

- 2 教材費及び消費税は対象外とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする事業者は、原則として事業が完了した日から3か月以内又は、当該年度の2月末日のいずれか早い日までに様式1号の技能講習等受講助成事業実績報告書(助成金交付請求書)及び様式2号の技能講習等受講者名簿に必要事項を記入の上、次の各号のすべての写しを添え、佐ト協に申請するものとする。

- (1) 領収書等
- (2) 健康保険証

(助成金の交付)

第7条 佐ト協は、前条の助成事業実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、当該事業者に対して助成金を交付するものとする。

(雑則)

第8条 本要綱に定めのない助成金の交付に関するその他の必要事項は、佐ト協が別にこれを定める。

(保存期間)

第9条 本助成に関する書類は、佐賀県運輸事業振興助成交付金交付要綱第5条の規定に従い、5年間保存しなければならないものとする。

(附則)

本要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(附則)

本要綱は、平成29年4月1日から施行する。